

## 意見書案第5号

### 「組織的犯罪処罰法改正案」（共謀罪）の撤回を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を  
求める。

平成29年3月23日提出

提出者	中間市議会議員	宮下 寛
賛成者	〃	青木 孝子
〃	〃	田口 澄雄

## 「組織的犯罪処罰法改正案」（共謀罪）の撤回を求める意見書

今年の1月24日衆議院本会議において、安倍首相は「東京オリンピック・パラリンピックの開催を3年後に控えるなか、テロ対策は喫緊の課題。187の国と地域が締結している国際組織犯罪防止条約は、テロの未然防止のための国際社会と緊密に連携する上で必要不可欠であります。」と答弁しました。

ところが国際組織犯罪防止条約は、「組織的な犯罪集団について、金銭的利益その他の物的利益を得るため犯罪を行うことを目的として行動するもの」と定義しており、条約は経済犯罪対策であり、「テロ」と関連付けられていないこと、そしてこの事は、2005年当時の南野法務大臣により同様の答弁がされているように、「テロ防止」のため「必要不可欠」とした安倍首相の答弁は、偽りであることは明白です。

又、「テロ対策」については、国連が出しているテロ防止条約13本を日本は締結し、国会で承認されているように現在の国内法で十分対応できるものです。

今回提出された「組織的犯罪処罰法改正」法案は、組織的犯罪集団の行為のみが対象だといいいながら、「それ以外のものも含まれる」答弁するなど「限定がない」と言えます。これまで3回にわたって廃案とされた「共謀罪」法案と本質的に変わらず、しかも実際には実行されていない犯罪について、2人以上で「話し合い、計画」しただけで犯罪に問うということから、思想・内心を処罰対象とするという点で、捜査機関による電話やSNS等の盗聴、GPSの利用等が常態化する恐れも懸念されます。

今回の「組織的犯罪処罰法改正」法案は、テロ防止とは何ら関わりのないばかりか、国民を監視し萎縮させ、基本的人権など民主主義を奪う憲法違反の法案であり、断じて認められるものではありません。

よって、本議会は「組織的犯罪処罰法改正」法案の撤回を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年3月23日

中 間 市 議 会

衆議院議長 大島 理森 様  
参議院議長 伊達 忠一 様  
総務大臣 高市 早苗 様  
法務大臣 金田 勝年 様  
外務大臣 岸田 文雄 様